

[事案 20-25] 高度障害保険金支払請求

- ・平成 20 年 8 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 12 月 19 日 裁定終了

< 事案の概要 >

脳内出血により、眼、言語および手足に障害が残り、介助が必要な状態であることから、高度障害保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 18 年に脳内出血のため開頭血腫除去術を受け、その後リハビリを行ってきたが、現在も以下 ~ のような障害が残存し、寝たきりに近く何も出来ない状態である。

両眼視力が下 4 分の 1 半盲 中枢性失語症 中枢神経系の障害 右上肢完全麻痺 右下肢不全麻痺

そこで、高度障害保険金の請求をしたが、保険会社は約款規程の「高度障害状態」に該当しないとして、高度障害保険金の支払いを拒絶されたが、納得出来ない。高度障害保険金(1,500 万円)を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

高度障害保険金の支払対象となる障害状態とは、普通保険約款に規定する高度障害状態に該当し、その状態の回復の見込みがない場合をいい、支払対象となる身体障害の状態について約款に定めている。

このうち本件に適用されるものは、高度障害状態「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、同「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」、同「中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」、同「両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」もしくは同「両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」がある。

本件について、診断書の記載内容から、以下の事柄が確認されたため、現在の症状は、約款に定める「高度障害状態」に当たらないと判断されることから、申立人の請求に必ずすることは出来ない。

の視力については、両眼とも視野狭窄はあるものの、裸眼視力は右 1.2、左 1.5 との証明があるため該当しない。

の言語機能については、音声言語による意思の疎通はかろうじて可能な状態にあり、該当しない。

の中枢神経系の障害については、日常生活動作について、装具・杖を使用して歩行が可能であり、食事・排便・排尿・排泄後の後始末・衣服着脱についても全く出来ない状態ではないため、該当しない。

- ・ の右上肢・下肢については、障害が認められるが、左上肢・下肢は自身で動かすことが可能であり、該当しない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人より提出された障害診断書等や保険会社提出の書類にもとづき審理した結果、申立人の現在の障害は各種障害が重なり重篤であると考えられるが、保険会社の主張のとおり、いずれの障害もまだ保険約款上の高度障害保険金の支払要件を満たしてはいないと判断し、申立てには理由がないことから、生命保険相談所規程第

40条により裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

<参考> 高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの